

時代に請われて

一九〇八年のたたかい断章

労働旬報社代表取締役 柳沢明郎

次男が生まれたという電話がきた。病院が近かつたから、出

社前にせめて顔だけはみていいこうと思う矢先に、また電話が鳴つた。

「昨日の三・一五判決の特集をくむから、すぐスト権委へ行ってくれ……」

国鉄檜山丸最高裁判決批判特集号である。

新入社員をつれていく。ガッチャリした体の色黒の若者が雨のなかで待っていた。現在の石井編集部長で、あとのことになるが、会社にアルバイトにきていた中山先生の姪ごさんを嫁さんにした。

その夜以来、新生児の顔もみないまま、企画が湧くようにだされてカンヅメに入った。座談会の予定が職場、組合の各級機関、学会など何種類かでたてられていく。

中山さんは、その日のうちに二〇〇字で三〇〇枚近い、学習パンフレットのための原稿を書いていった。「手のはやい」彼でも、あとにも、先にもない、量産記録だった。

もとより、一睡もできない。それどころか、隣の部屋には、スト権委の指導部が酒を飲んでいて、一枚毎にまわし読む。「これじゃあ職場にはわからねえ」というと、具体的な事実で

説明が加えられていく。原稿が生きていた。

六三年、中山先生が三〇歳をこえたばかりの頃の話だ。わが社では、前年の六二年、沼田先生の「運動のなかの労働法」一冊がだされ、六三年には、松岡、青木、榎井、高木督先生の四冊がだされて、ようやく単行本も出し始めるとき。ちょうど、大河内先生が東大総長になられて、沼田、塙田先生と、以後二〇年間もつづく座談会の初年でもあった。東大に大河内先生を迎えることになったが、車がない。印刷所の暖房なしの小型ダットサンを運転士つきでお借りして迎えに行くと、総長用のキャデラックらしい外車を「車が迎えにくるから」と秘書が断わっているところだった。貧しく世間知らずだったが意気だけはたかかった。

中山先生には、ずいぶんと乱暴な執筆をお願いした。「運動のためだ」を唯一の脅迫とも、共感、連帯の口実にもしてである。「スト権委」がつくられ、「権利侵害の即時停止、ILO八七号批准」のたたかいがはじまる頃、六二年から労働法律旬報誌に登場していただきはじめ、以後、平均一月半に一本、年間六から九本を書きつづけた。時代のテーマに挑み、運動に問われ、運動に提起し鍛えられながらである。

彼は断わらなかつた。浅はかでうわづつた調子の私の依頼の背後にある運動の呼吸をみてくれて、からず筆してくれた。「子どもと平和のために」と言うと決して、わざわざなかつた、宗像東大教授がガンでなくなつたとき、よつて、にその事を思つた。

ところで、周知のことく、先生は学会連一のこいつか、わが国でも有数の国際通だ。しかし、一九〇〇年七号批准闘争のときは、まだ、外国にいくことをやめたかった。年に一人か二人が留学となると送別会をやう、錢形で大騒ぎしたりした。

「ヨーロッパなみの資金」これが、確実があこがれで、「追いつく」ことがテーマだつた。

たゞか、最初にヨーロッパ修業委員会に出席のときだと思う。それまでのたゞ国(ス)の権利闘争の実態、熱い、熱い願いを満載して、翌年(明治三十二年)二月十三日の神士に脱皮していく苦しみの田舎の紳士たゞ、三月十三日の押庄の網の日で、すこしでも動けばすぐにひつむつと、犠牲者がどの組合にもいた。厚い壁はなんとか穴をあけた。三系常識に依存した力学で国内法を整備し、権利の確立を、一二二とするかなりの賭けでもあつたと思う。だから、一番、一つ一つの立証がゆるがせにできなかつたところだ。

出発前に、先生から文章をわたされた。遺書だった。万一一、飛行機事故なり、何等かの事故にあつたら……、良きにつけ、矛盾があつたにせよこれまでの権利闘争を停滞させてはならぬ。自らが参加し指導的役割も果たしたとりくみを総括し、到達点を見定めて、その継承発展をスムースにして欲しいという思い

からだろうか。ご自分のこれまでの研究テーマ、到達点、これからなすべき研究テーマと課題、体系、労働運動への学者としての謙虚な提言、思いなどが書かれていた。私は権利闘争による彼の思いで身体が震えた。日常冷静でクールにみえる先生のイメージとの落差にめまいがした。限りないロマンを思つた。

それからが大変だった。連日、会議の様子、論議の進行が航空便でよせられた。当時、私は、ジャーナリズム、弁護団、学会の研究サークルのいくつかを、お世話していたので、日々の内容が、毎日伝えられた。この手紙で、記事の内容や見出しが変わった新聞もおそらくあるにちがいない。広告みたいに言えば「独占、新鮮、正確な唯一の情報」ばかりだつた。なにより、激突の真只中で鍔競り合いをしていた運動は、刻々伝わるこのニュースに励まされた。

以後、一九〇〇や、各種の国際会議に先生は何回も出席されたが、いつも同じように、とりたてのニュースや論文が重ねられていった。

全通中郵事件一〇・一二六最高裁判決の前日、スト権委、全通、國勞の法対部長と東城主任弁護人で飲んだ。「明日は勝つか、否か」で賭けをした。東城氏以外は、私もちろんだが負けに賭けた。主任弁護人だけが悲壮につづぱつて自己主張しているようにみえた。だれもが勝てるとは思えないほど、抑圧の壁は厚く厳しかつた。

國勞の石川スト権議長がいつた。「もし明日勝てば、みんな

をハワイにつれていくよ」。ハワイはいま、国内より安いといわれるが、当時のハワイは遠かつた。距離の長さではなくて、今日の世界一周にあたるほど、生活からかけはなれた存在だったのかもしれない。

翌日、中郵判決は、画期的勝利を獲得したが、ハワイ旅行の約束は、それとした側も、された方もすっかり忘れるほどハシヤイで、勝利特集にとりくんだ。またもハワイは遠くなつてしまつた。それくらい、何ものにもかえがたく嬉しかつた。

いいかえれば、「過度の法規制」による「強権的抑圧」、弾圧は重く嚴しかつた。しかし、五七年ころから、政令二〇一号体制にむけて、官公労は、そろそろと手をのばし、足をひろげていく。五七年、石川達三の「人間の壁」の三・三・四休暇闘争……日教組へのはじめての地公法三七条の刑事制裁適用のケー

スとなるのだが……につづく一連の勤評反対闘争（安保闘争を準備し戦後の統一戦線の原型となる）や学テ反対闘争が安保をはさんで展開されたり、中郵事件など五八年春闘に一斉にひろがる「時間内職場大会」の名によるストの展開、少しおくれて、国労の運転士が仲間のピケで自らの意に反して列車を止めていくストから、やがて、一人ひとりの意志で職場に労働運動を開していくことになるが、これらの闘争をめぐる判決が六一年に地裁レベルで一斉に出され、勝敗をくりかえすことになつていく。これらの動きを支えたり、支えられたりしながら、ILO闘争は展開されていった。

講師といえば、労働法律旬報の表紙の肩書きに、中山先生がほんとうに書きだしのころ、こともあるうに、野村平爾講師、中山教授と誤植したことがあつた。許される理由には決してならないことだが、お二人がコンビでご執筆をいただいたことが多かつたからかもしれない。

「そんな難しい問題は、『講師』の私にはわかりませんよ」と、野村先生は独特的のいいまわしで、笑いながらからかわれたが、汗一斗の思いだつた。

中山先生は、短くとってもこの八年にわたる、基本権確立のILO闘争をめぐる、国内、国際闘争の舞台で舞いに舞いつづ

ける。とりわけ、「権利侵害の即時停止」を強く前面に立て主張し、そこにこだわったのは、「ILOぶらさがり」に傾きがちな権利闘争を地にすえ直し、定着していく哲学からで、全面的にふるつたりーダーシップのなかでも出色的の視点だったのかもしれない。

と思い返している。

一〇年余たつて群馬県教組事件に、証人としてたたれたことがあつた。検察が、講師のときの論文を援用して反論してきましたと聞いたとき、ギクッ！とした。時代に請われて（叔井先生によると手紙をかくように論文をかく）次々に展開した論理に、今日と矛盾があつたら……ズレたりしたら……と一瞬思った。もとより中山法学は鉄壁で、狂いはなかつた。が、あたり、そそのかした私は心が痛んだ。また、学者の恐ろしさを思いしさされた。

時が移つた。“安定”と“豊かさ”が絶対動かない価値にみえ、人権も民主主義も保障されているようみえる。国際性、情報化の時代を担う経済大国日本は世界のリーダーだという。

さう、こうしたI-L-O闘争の事実を化石として扱うことでも
一歩きるし、そうすることのほうが、流行なのかも知れない。事
実、国鉄が国家の動脈として、全電通がその神経系統として、
決して民間化されることはない、故に、ストrikeが返ってくるこ
とはありえないということを前提とした労働基本権論、権利闘
争論、さらに国家論を信奉してきた私は、臨調・行革・臨教審
で、それがもろくも崩れることを見とおせず愚直に生きてき
たのだと思う。生活まるごとや人生をかけた権利主張も、ある
いは無益だったのかと思つたりする。

だが、いま國の内外でやたらと問いかねられている民主主義
や人権が定着していく過程は、おそらくこうした「無駄」かも
しれない膨大で、壮大な実験をやっていく、しかも、誤りやぶ
れも包みつつ、くぐつていくなかで、しづくのように固まつて
形成されていくものではないかと思えてならない。小器用な評
論こそ、誤りを体験することすらもできず、何も生むことはな
い。

I-L-O闘争は、過去の青春ではなくて、民主主義の感情を引
出し、権利感情をわきたたせる学校だった。その意味で現在に
も生きつづける青春だし、現に中山先生は相変わらず、人権と
民主主義実現の戦士としての生き方を一層豊かに展開している
のだと思う。

▼中山先生が一月七日還暦を迎えられます。しかし、先生と「還暦」という言葉のもつ古風なイメージとを結びつけるのには、未だ戸惑いを感じます。▼旬報誌の編集者になりたてのころ、先生から「パリだより」をいただくのが私の仕事でした。経済の異常なパフォーマンスと並んだ「豊かさ」を謳歌する日本の風潮を相対化させてしまった。そのしなやかな文章を読ませていたらしくことは、仕事を超えた大きな楽しみでした。▼ご還暦の記念としての本書に、思い出深い「パリだより」が収録されることは、私にとっても感慨深いものがあります。さて、私ごとを書いてしまいましたが、本書制作に際しては多くの方々のご協力をいただきました。とりわけ、先生のご次男の二郎さんには表紙の斬新なデザインを、そして奥様にはパリ時代をふり返って心温まる四点のスケッチを描いていただきました。ときわ、先生の膨大なお仕事の目録づくりは、斎藤周・矢野昌浩両氏にお願いいたしました。ありがとうございました。（木内）

● 中山和久還暦記念刊行会

中村紘一 金子征史
清水 敏 深谷信夫
斎藤 周 矢野昌浩
柳沢 明朗 木内洋育

「労働法と共に40年」

● 発行日——一九九〇年一月七日

● 編集——中山和久還暦記念刊行会

● 表紙デザイン——中山二郎

● 文中カット——中山はる子

● 発行——労働旬報社